

答申第 323 号

平成 18 年 6 月 19 日

神 奈 川 県 知 事
松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 17 年 11 月 8 日付けで諮問された漁港区域一時使用届出書一部非公開の
件（諮問第 367 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定のCM撮影に関して提出された漁港区域一時使用に係る依頼文の添付書類を一部非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定のCM撮影(以下「本件撮影」という。)に関して提出された漁港区域一時使用に係る依頼文の添付書類(以下「本件行政文書」という。)について、神奈川県知事が、平成17年9月2日付けで一部非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 個人情報に関する最近の司法判断は、大阪地裁平成4年(行ウ)第47号事件の平成9年3月25日判決及び東京高裁平成13年(行コ)第67号・同第114号事件の平成13年12月20日判決にも見られるように、「公務員にとどまらず私人の個人情報であっても行政とのかかわりにおいてプライバシーと無関係か、非公開として保護するに値しない場合には『個人情報』にはあたらない」と判断する判決が続いており、「個人情報」というものを行政が字義どおりの解釈をしてしまうと、プライバシーの保護という本来の趣旨を超えて、非公開とする範囲が、意味もなくあまりにも広くなりすぎてしまい、県民の知る権利が不当に侵害を受ける事態となってしまうため、情報の内容が私的な領域に含まれず、真に個人情報として保護すべき情報といえないものは、条例にいう「個人情報」に該当しないとするのが、今日の司法の判断の基準である。

イ 本件行政文書は、現場担当法人(以下「本件法人」という。)が法人として仕事を受け、法人の業務として漁港区域一時使用届を漁港事務所長に提出したものであり、個人として、個人のプライバシーなどのいわゆる個人に関する情報を届けるため、提出したような性格のものではない。したがって、本件行政文書は法人に関する情報であって、個人に関する情報ではなく、過去の判例から見ても、単に法人の事業内容に関しての

情報を示しているだけで、個人の人には知られたくないようなプライバシーに関する情報とは無関係なのだから、本件法人の担当者（以下「本件担当者」という。）の氏名（以下「本件氏名」という。）を非公開にする理由自体が存在しない。

ウ 神奈川県情報公開審査会の諮問第 325 号に関する答申では、法人代表者の携帯電話番号について、法人等に関する情報であり、個人に関する情報とは認められないとして、公開するよう答申している。

このことから考えると、本件法人の現場での撮影行為は、現場責任者である本件担当者が本件法人を代表して責任を負っており、実質上の本件法人の代表者として仕事を行っていたと考えられるので、法人代表者の携帯電話番号を公開すべきとした答申に従い、本件担当者の携帯電話番号（以下「本件番号」という。）を公開すべきである。

3 実施機関（漁港事務所）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

（1）本件行政文書について

本件行政文書は、本件撮影のため、漁港事務所が所管する海岸を本件法人が一時的に使用するに際して提出された漁港区域一時使用に係る依頼文の添付書類である。

実施機関では、所管する漁港や海岸を企業や団体等が一時的に使用する場合、漁港区域一時使用届を提出するよう指導して、漁港や海岸の適正な管理を図っている。

（2）条例第 5 条第 1 号該当性について

本件氏名及び本件番号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であり、条例第 5 条第 1 号本文に該当し、また非公開の同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

4 審査会の判断理由

（1）本件行政文書について

本件行政文書は、本件撮影に伴い、本件法人が海岸を一時的に使用する

に際して提出された漁港区域一時使用に係る依頼文の添付書類である。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 不服申立人は、前記2(2)アで述べているように、本件氏名及び本件番号が私的な領域に含まれず、条例にいう「個人情報」に該当しないため、公開すべきである旨主張している。

しかし、前記(ア)で述べたとおり、条例第5条第1号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(ウ) 本件氏名及び本件番号は、本件法人の特定の従業員の連絡先として記載されたものであると認められることから、特定の個人が識別される情報であり、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 本件氏名及び本件番号は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職

務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 17 年 11 月 8 日	諮問
11 月 10 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
12 月 20 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
12 月 26 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 18 年 5 月 9 日 (第 56 回部会)	審議
6 月 6 日 (第 57 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	部 会 員
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	部 会 員
千葉 準一	首都大学東京教授	
堀部 政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成 18 年 6 月 19 日現在）（五十音順）